

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

オンライン資格確認のスケジュールと 想定される対応方法について

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2021年9月22日 第145回社会保障審議会医療保険部会資料

2021年9月 厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について～医療機関・薬局で利用可能」

POINT

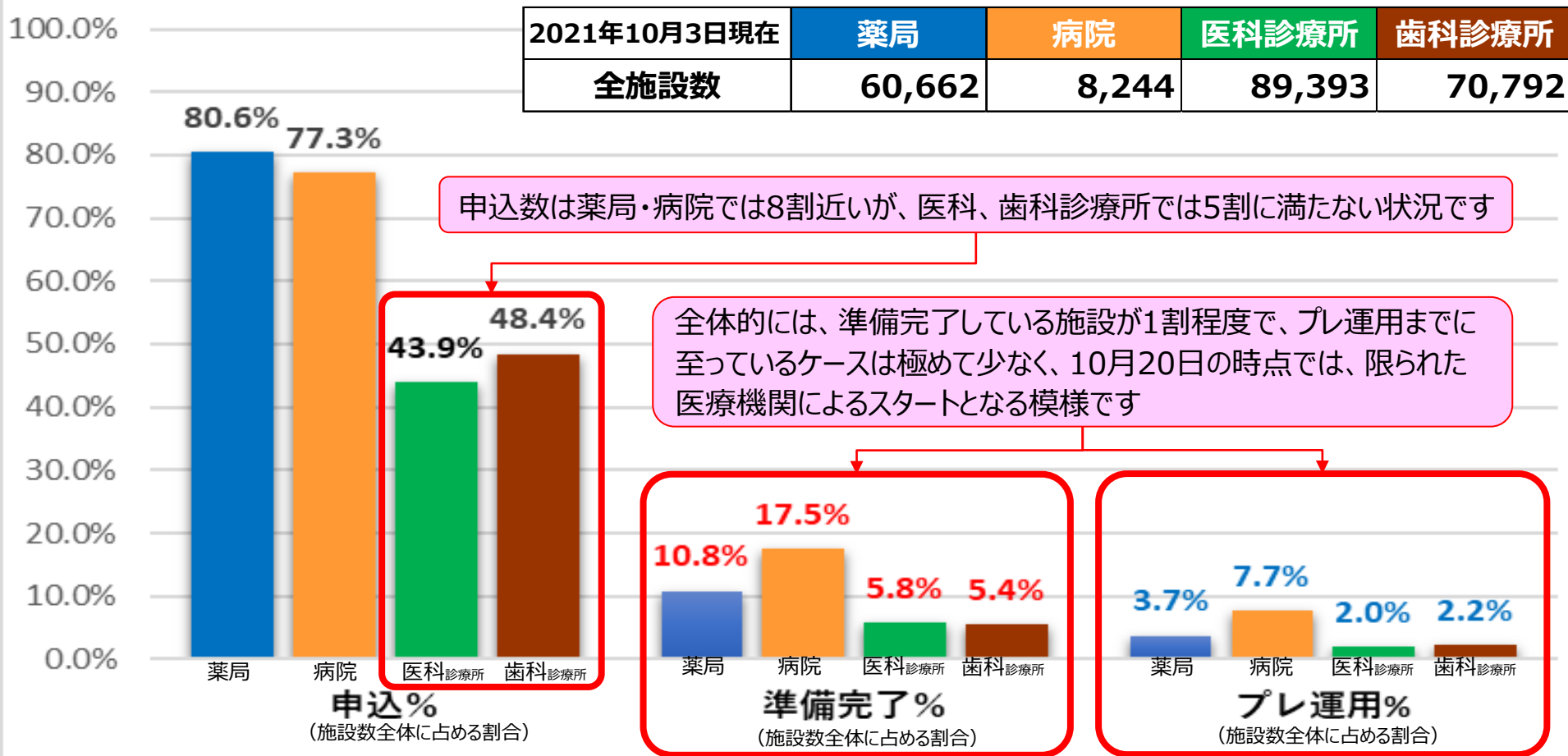
- オンライン資格確認について、現状と今後のスケジュール（10月20日より本格稼働）が示されました。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、登録が必要です。
- 本格運用にむけ、マイナンバーカードを忘れた等のイレギュラーなケースの対応方法についても示されています。
 - ①ケース1：マイナンバーカードや健康保険証等の不持参の場合
 - ②ケース2：カードリーダーの故障等の場合
 - ③ケース3：転職等により保険者を異動した直後の場合

資料No.20211014-1148-2

本資料は、2021年10月3日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

医療機関・薬局の対応状況について

顔認証付きカードリーダー申込割合/準備完了施設割合/プレ運用施設割合



システムベンダーの対応状況

直近の導入ペースは、**約900施設/週で増加**している

・課題 = 半導体不足によるハードの供給不足、導入作業工程の短縮化→現在は3時間程度

本格運用開始スケジュールについて

10月20日(水)～本格運用※の開始

(医療機関・薬局での特定健診等情報、薬剤情報の閲覧開始)

【特定健診等情報】

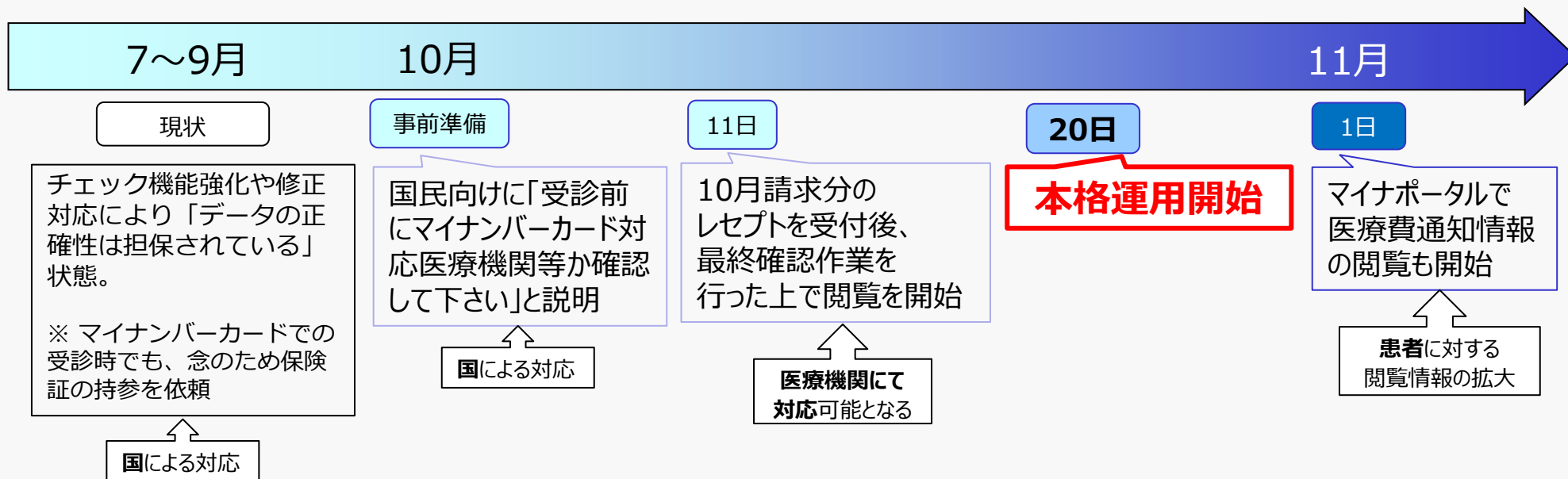
= 40歳から74歳までの方を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診

特定健診情報は、この特定健診の結果の情報(75歳以上の者については後期高齢者健診の結果の情報)

【薬剤情報】

= 調剤年月日、自院か他院の識別、入院・院内・院外の区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量

※ 本格運用の定義=「保険証とシステムとで情報が異なった場合に、システム上の情報が正しいと判断すること」
マイナンバーカードに対応している医療機関については、マイナンバーカードだけで受診が可能



マイナンバーカードを健康保険証として利用するには…

◎ 患者がマイナンバーカードで受診する際には…

→マイナンバーカードを健康保険証として登録してあることが必要です
(生涯1回のみ)

ケース1：登録が既に済んでいる

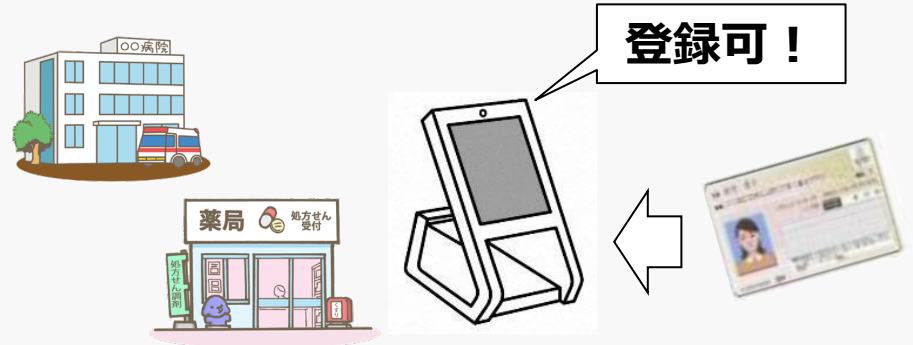


マイナンバーカードを健康保険証として
利用できます

ケース2：登録が済んでいない



**医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダーで
登録することで保険証利用が
可能となります**

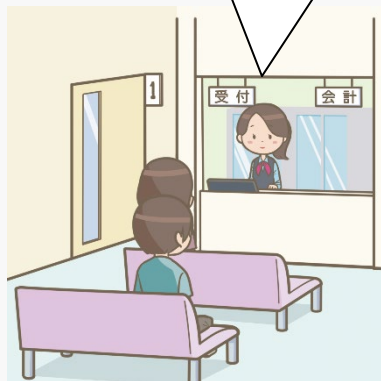


イレギュラーなケースへの対応の整理について①

ケース1：マイナンバーカードや健康保険証を持ってこなかった場合



申し訳ありませんが、医療費の全額を一旦お支払いいただけますか？



現在の健康保険証を忘れた場合の対応と同じ

一時的に患者が10割分を医療機関に支払い、後日、被保険者資格を医療機関で確認した上で自己負担割合に応じた額を患者に返す

※ 現状の扱いに準じ、医療機関の判断により、マイナンバーカード表面の氏名、生年月日、住所を書き取り、所属保険者（必要に応じて電話番号等）を聞き取るなどにより、医療費の自己負担分（3割分等）とすることも可能。

（備考）オンライン資格確認に対応していない医療機関に、患者が被保険者証を持たずに「マイナンバーカード」のみで受診・来局した場合

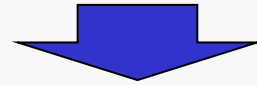
オンライン資格確認未対応医療機関



その場合、オンライン資格確認を用いて加入する保険者や被保険者番号を確認することができないため、基本的には上記の健康保険証忘れと同様の対応

イレギュラーなケースへの対応の整理について②

ケース2：カードリーダーの故障等の場合（※）



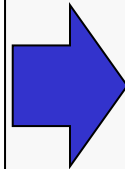
・予備のカードリーダーを使う

・患者に健康保険証を出してもらい、資格情報を確認し、負担割合に応じて手続き

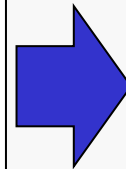
上記で対応できない場合



1.オンライン資格確認等
コールセンターにへ連絡




2.資格確認機能を起動




3.検索可能となり→資格確認を行う
氏名、生年月日、性別、住所、保険者名で検索



※ 個人のマイナンバーカードのICチップの破損等は、厳密には患者の責任となるが、運用においては、マイナンバーカードの読み取りができない場合として対応

イレギュラーなケースへの対応の整理について③

ケース3：転職等により保険者を異動した直後の場合

新保険者がデータを登録するまでのタイムラグにより起こりうるケース

マイナンバーで受診した場合

「無効」
が表示

新健康保険証の有無を確認

有→新保険証情報に基づき
自己負担分を請求

無→10割を請求し、資格を
確認後、保険分を返金



新健康保険証で受診した場合

「該当資格なし」
が表示

提示された
新健康保険証に基づき請求

表示

対応



日医工がお届けする **Stu-GE** は、
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC／PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>